



おかじま つよし
岡島 剛 議員

OKAJIMA Tsuyoshi

Q. 住民懇談会の経緯・目的は

A. 意見や要望を反映させるため

町政に関する住民懇談会が、令和4年5月23日に総合福祉センターしいの木、25日に総合福祉センター北館さざんか、27日に志水小学校多目的室にて開かれた。

Q 町政に関する住民懇談会に至った経緯や目的は。

A 企画調整部長

時代や社会の変化に伴い、近所同士のつながり、自治会活動、コミュニティのあり方が大きく変化している。また、町に対する地域の意見や要望も多様化、複雑化している。

町民の皆さまが主役のまちづくりを進めるため、地域の皆さまの率直な意見や要望を直接聞き、それを町政に反映させるためである。

Q 今回の町政に関する住民懇談会であった意見や要望について、どのような対応をするのか。

A 企画調整部長

いただいた意見や要望について、既に対応済みの事業、

しばらく時間が必要な事業、将来的な検討課題とする事業がある。

我々が意識していなかったような「視点」や「気づき」もあった。これらは今後の町政にしっかりと反映していく。

なお、議事録はHPで公開していく予定である。

Q 10月にも開催が予定されているが、どのようなテーマや内容で実施するのか。また、土曜、日曜の開催を検討してはどうか。

A 企画調整部長

6月から実施する地区委員とのヒアリング結果の報告や、町民の皆さまの関心が高い、公共交通の話題、子どもの教育や保育に関する話題などを予定している。

開催日については、より多くの方にご参加いただくという観点から、検討していく。

Q. インボイス制度の周知は

A. 商工会などと連携する

令和5年10月1日から、インボイス制度（適格請求書保存方式）が開始される。適格請求書を発行できるのは「適格請求書発行事業者」に限られる。この事業者になるためには申請書を提出し、登録を受ける必要がある。

A 産業建設部長

事前に登録手続きや設備整備が必要のため、国を挙げて周知が図られている。

町としては、国の定めた制度に町内の事業者が取り残されることのないように、名古屋西税務署や商工会と連携を図りながら、広報やHPに情報を掲載し周知していく。

Q 町として、インボイス制度の周知を、どのように考えているのか。

消費税
知っていますか？インボイス制度
適格請求書発行事業者の登録申請を受付中！

登録を予定されている方/ **もう始まっています！**
多くの事業者の方が登録申請をされています！
早めの登録を受けることで、取引先へのお知らせがスムーズに！

- 令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。
- インボイスを発行するためには、登録申請が必要です。
- 登録を受けると、税務署から登録年月日や登録番号などが通知されます。

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！

- e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！

個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

国税庁（法人番号 7000012050002） (令和3年12月)